

枚方市が発行したパートナーシップ宣誓書受領証が

交野市に引っ越しても引き続き使えるようになりました。

令和3年3月に枚方市は交野市とパートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定書を締結し同年4月より枚方市または交野市でパートナーシップ宣誓をされた方がいずれかの市に転出する場合、転出前の市において継続利用申請をすることで現在お持ちのパートナーシップ宣誓書受領証が引き続き利用できることになりました。

(市内転居の場合、継続利用申請は不要です。交野市以外に転出する場合は継続利用できません。パートナーシップ宣誓制度については転出先の自治体にお問い合わせください。)

枚方市から交野市へ転出する場合の手続き

1. 転出前に枚方市で継続利用申請をしてください。

下記の書類を人権政策室へ提出してください。郵送申請可。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証継続利用申請書
- ・2名分のパートナーシップ宣誓書受領証(郵送申請の場合はコピー)
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)(郵送申請の場合はコピー)

提出先

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所 人権政策室

継続利用申請時に提出された書類は枚方市から転出先自治体である交野市へ転送されます。

2. 転出後に交野市から送られるシールを受領証の裏面に貼ってください。

手続きが完了したら交野市から新しい住所に通知文が送付されます。同封されているシールを受領証の裏面にお貼りください。

《送付されるシール》

パートナーシップ宣誓制度相互利用手続き済み
(令和3年4月1日) 交野市

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、枚方市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人のいきと輝き活躍されることを期待するもので、この受領証の提示を受けられた方は、上記の通り十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

特記事項の下にお貼りください。

問い合わせ

枚方市人権政策室

電話:072-841-1424

FAX:072-841-1700

E-mail:jinken@city.hirakata.osaka.jp